スイス連邦政府による近隣国との国境の開放可能性について(5月13日)

【ポイント】

●5月13日、スイス連邦政府ケラー・ズッター法務大臣は、ドイツ、オーストリア及び フランスとの協議の結果、新型コロナウイルス感染症の流行状況が肯定的に推移した場合、 2020年6月15日にこれら3か国との国境を全面開放することで一致した旨を発表

【本文】

5月13日、スイス連邦政府ケラー・ズッター法務大臣は、ドイツ、オーストリア及び フランスの内務大臣との電話会談の結果、新型コロナウイルス感染症の流行状況について 前向きな進展が継続した場合、2020年6月15日にこれら3か国との国境の全面開放 を実施し、人々に移動の自由を認めることで一致したと発表しました。

これは、新型コロナウイルスの感染状況が肯定的に進展した場合にのみ実施され、人々 が引き続き社会的距離の確保や衛生ルールを遵守するかどうかにかかっている、とのこと です。

スイス連邦政府は、5月27日の閣議でこの件に関する詳細や入国、滞在等に関する制 限措置の更なる緩和について話し合う予定です。

なお、イタリアについては、同国内での旅行制限がかかっていることに鑑み、現時点で はイタリア国境に関する今後の計画は未定とのことです。

〇スイス連邦政府:プレスリリース(5月13日)

https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-79104.html

(リンクはドイツ語、他にフランス語、イタリア語及び英語有)

(連絡先)

〇在スイス日本国大使館 領事班

電話:031 300 2222

Fax : 031 300 2256

 $\mathcal{Y} - \mathcal{W}$: consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ: https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

〇在ジュネーブ領事事務所
(ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方)
電話: 022 716 9900
Fax : 022 716 9901
メール: consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ: <u>https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</u>